

議案第 1 2 号

亀山市基金条例の一部改正について

亀山市基金条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 3 年 2 月 2 5 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市基金条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市基金条例の一部を改正する条例

亀山市基金条例（平成17年亀山市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中伝統的建造物群保存基金の項を削り、同表市民まちづくり基金の項中「支援」の次に「及び施設の整備」を加え、同表関宿にぎわいづくり基金の項設置目的の欄中「関宿」の次に「における伝統的建造物の保存及び活用に資する事業並びに関宿」を、「支援」の次に「及び施設等の整備」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。